

V. 特記事項

1. 研究室制度

・本学の「建学の精神」は、本学の母体となる高松短期大学の建学の精神を受け継いだものである。高松短期大学創立者たちは、学生と教員とがしっかりした信頼関係で結ばれた、理想的な高等教育機関を創りたいと考え、高松短期大学の建学の精神を作り上げた。その一つである「対話にみちみちたゆたかな人間教育をめざす大学」には、学生と教員とが信頼の絆でしっかりと結ばれ、互いに切磋琢磨し、全人格をぶつけ合える大学にしたい、という願いが込められている。これを具現化したものが「研究室制度」であり、平成8(1996)年に開学した本学もこれを受け継いでいる。

・「研究室制度」については、まず、平成18(2006)年に明文化した「教育理念」では「1. 対話に基づく豊かな人間教育」と表現されている。そして、同じく平成18(2006)年に明文化した「教育目標」では、「1. 研究室制度を基盤とした学生と教員の対話や活動を通じ、個性や情操を育み、調和のとれた心身の発達に努め、自他の尊厳を重んじる豊かな人間性を培う」と表現されている。

・全学生は必ずいずれかのゼミナール(研究室)に所属することになる。すなわち、ゼミナールは学生にとって生活の本拠であり、活動の単位であり、1年次では、科目「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」が、2年次では、科目「演習Ⅰ・Ⅱ」が、3年次では、科目「演習Ⅲ・Ⅳ」が、4年次では、科目「卒業論文」がそれぞれ該当する(大学院では、「特別演習Ⅰ・Ⅱ」が該当する)。以下、そのような「研究室制度」におけるゼミナール担当教員(特別演習担当教員)の果たしている役割を説明する。

・まず、ゼミナール担当教員(特別演習担当教員)は、担当学生の学修状況を把握し、適切な指導、アドバイスを行っている。怠学傾向学生の把握に努め、また、担当学生の学修の悩みなどに関して、学部の他の教員と適宜連携して適切な指導、アドバイスをしている。

・次に、ゼミナール担当教員(特別演習担当教員)は、担当学生の生活状況を把握し、適切な指導、アドバイスを行っている。保護者との連絡窓口もゼミナール担当教員(特別演習担当教員)が担っており、家庭とも密に連携している。

・加えて、ゼミナール担当教員(特別演習担当教員)は担当学生の進路支援にも関わる。学部の他の教員、キャリア支援課との連携のもと、個々の学生に見合った進路支援を行っている。

・これらの過程で、ゼミナール担当教員(特別演習担当教員)が得た情報は、必要に応じて学部全体や学生支援部各課と共有し、指導や支援に役立てている。大学院では、特別演習担当教員が学生支援部各課と連携し、大学と同様な指導を迅速に行える体制を整えている。そして、ゼミナール担当教員は担当学生毎の指導状況などを記録し、「学生カードⅡ」「ゼミナール(・研究室)所属学生に対する対応記録」を作成している。学年により所属ゼミナールが変わった場合も、これらが引き継がれ、どのように指導が行われていたかわかるようになっている。

・なお、本学は、地域連携・地域貢献にも努めている。その際の学生のボランティア活動への参加などについては、ゼミナール担当教員(特別演習担当教員)より説明を行うことで、円滑な参加促進を図ることができている。